

男鹿市告示第50号

起業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

起業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
起業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱（令和7年男鹿市告示第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象事業及び補助対象業種） 第4条（1）～（4）（略） <u>（5）開業後1年以上継続して営業すること。ただし、開業後3か月以上継続して営業し、やむを得ない事情により1年未満で営業を廃止又は休止したと認められるときは、この限りでない。</u> 2（略） （補助金の返還） 第17条（略） <u>（書類の整備）</u> 第18条 <u>決定者は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業終了年の翌年度か</u>	（補助対象事業及び補助対象業種） 第4条（1）～（4）（略） 2（略） （補助金の返還） 第17条（略）

改正後	改正前
<u>ら起算して５年間整備保管するものとする。</u> <u>（報告及び検査）</u> <u>第19条 市長は、必要があると認めるときは、決定者に対し事業の報告を求め、又は職員をして関係書類若しくは事業の実施状況を検査させることができる。</u> <u>（成果の公開）</u> <u>第20条 市長は、規定に基づく実績報告書の提出があった補助事業の成果について、市が作成する広報紙、冊子又はホームページ等で公開することができる。</u> （補則） <u>第21条</u> （略）	（補則） <u>第18条</u> （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。